

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成30年8月30日(2018.8.30)

【公開番号】特開2018-86103(P2018-86103A)

【公開日】平成30年6月7日(2018.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2018-021

【出願番号】特願2016-230615(P2016-230615)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 D

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

【手続補正書】

【提出日】平成30年7月23日(2018.7.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を複数備え、前記可変表示部を変動表示した後、前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、複数の可変表示部の表示結果の組合せである表示結果組合せに応じて入賞が発生可能なスロットマシンにおいて、

前記複数の可変表示部のそれぞれに表示結果を導出させるために操作される複数の第1操作手段と、

前記第1操作手段とは異なり、かつ遊技を進行させるために操作される第2操作手段とを備え、

遊技用価値の付与を伴う表示結果組合せが導出されている場合に、表示結果組合せを導出するために最後に操作された前記第1操作手段への操作が維持されており、かつ前記第2操作手段への操作が解除されている状況では、当該第1操作手段への操作が解除されれば遊技用価値が付与され、

遊技用価値の付与を伴う表示結果組合せが導出されている場合に、表示結果組合せを導出するために最後に操作された前記第1操作手段への操作が維持されており、かつ前記第2操作手段への操作が維持されている状況では、当該第1操作手段への操作が解除されたとしても、当該第2操作手段への操作が維持されていれば遊技用価値が付与されず、

前記複数の第1導出操作手段の各々への操作を検出するためのポートと、前記第2操作手段への操作を検出するためのポートとは同じである、スロットマシン。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

特許文献1には、「従来のスロットマシンのストップボタンは、停止操作が行われたストップボタンが非押下状態になることで、次の停止操作が可能となるように構成されている。このため、例えばストップボタンが押下状態のままになる不具合(単に、不具合と称

する場合がある)が生じると、以降の停止操作が不可能になる。このような状況下では、以降の停止操作が不可能になるため、遊技者が不具合を判断することができる場合がある」とこと、「上記のような問題に鑑み、停止操作を受け付けたストップボタンが非押下状態に戻らなくても、以降の停止操作を可能とする構成」および、「入賞判定処理では、ストップボタンが全て非押下状態であることを判定(図19のステップS1501)した後に、どの役に入賞したかの判定(図19のステップS1507)が行われ、さらに、入賞判定結果を設定する処理(図19のステップS1509)が実行され」、「入賞判定処理に続いて、メダル払出処理(メイン)が実行され」るスロットマシンが開示されている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【特許文献1】特開2014-161386号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

この発明は、かかる実情に鑑み考え出されたものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を複数備え、

前記可変表示部を変動表示した後、前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、複数の可変表示部の表示結果の組合せである表示結果組合せに応じて入賞が発生可能なスロットマシンにおいて、

前記複数の可変表示部のそれぞれに表示結果を導出させるために操作される複数の第1操作手段と、

前記第1操作手段とは異なり、かつ遊技を進行させるために操作される第2操作手段とを備え、

遊技用価値の付与を伴う表示結果組合せが導出されている場合に、表示結果組合せを導出するために最後に操作された前記第1操作手段への操作が維持されており、かつ前記第2操作手段への操作が解除されている状況では、当該第1操作手段への操作が解除されれば遊技用価値が付与され、

遊技用価値の付与を伴う表示結果組合せが導出されている場合に、表示結果組合せを導出するために最後に操作された前記第1操作手段への操作が維持されており、かつ前記第2操作手段への操作が維持されている状況では、当該第1操作手段への操作が解除されたとしても、当該第2操作手段への操作が維持されれば遊技用価値が付与されず、

前記複数の第1導出操作手段の各々への操作を検出するためのポートと、前記第2操作

手段への操作を検出するためのポートとは同じである。

なお、以下の構成を備えるスロットマシンであってもよい。

(1) 各々が識別可能な複数種類の識別情報を変動表示可能な可変表示部を複数備え、前記可変表示部を変動表示した後、前記可変表示部の変動表示を停止することで表示結果を導出し、複数の可変表示部の表示結果の組合せである表示結果組合せに応じて入賞が発生可能なスロットマシン（たとえば、スロットマシン1）において、

前記複数の可変表示部のそれぞれに表示結果を導出させるために操作される複数の導出操作手段（たとえば、ストップスイッチ8L, 8C, 8R）と、

前記複数の導出操作手段の操作に応じて表示結果組合せを導出させる制御を行う導出制御手段（たとえば、停止制御を行うメイン制御部41）と、

前記導出操作手段の操作態様を特定可能な特定情報（たとえば、ナビ番号）を含む情報を表示する情報表示手段（たとえば、遊技補助表示器12）と、

前記導出制御手段が導出させた表示結果組合せに応じて前記情報表示手段によって表示された前記特定情報を更新するための特定制御を行う特定制御手段（たとえば、遊技補助表示器更新処理を行うメイン制御部41）とを備え、

前記導出制御手段は、前記複数の可変表示部の表示結果組合せを導出させるための前記導出操作手段への最後の操作が行われたときに、当該導出操作手段以外の導出操作手段への操作が維持された状態であるか否かに関わらず、前記導出操作手段への最後の操作に応じて表示結果組合せを導出させる制御を行い（たとえば、図23に示すように、t1において、右ストップスイッチ8Rが操作されたときに、左ストップスイッチ8Lおよび中ストップスイッチ8Cへの操作が維持されていても、右ストップスイッチ8Rを操作したことに基づく停止制御を行う）、

前記特定制御手段は、

前記導出操作手段への最後の操作が維持されているときには前記特定制御を行わない一方で、当該導出操作手段への最後の操作が解除されたときには前記特定制御を行うことが可能であり（たとえば、図22に示すように、ストップスイッチに含まれる最後に操作されたストップスイッチへの操作が維持されているときは、入賞判定処理におけるS43以降の遊技補助表示器更新処理が行なわれないが、ストップスイッチに含まれる最後に操作されたストップスイッチへの操作が解除されたときには遊技補助表示器更新処理が実行され得る）、

前記導出操作手段への最後の操作が解除されたとしても、当該最後の操作に対応する前記導出操作手段以外の遊技進行に係る操作手段のうち、一の操作手段（たとえば、スタートスイッチ7、最後に操作されたストップスイッチ以外のストップスイッチ）への操作が維持されているときには前記特定制御を行わない一方で、他の操作手段（たとえば、MAXBETスイッチ6）への操作が維持されているときには当該特定制御を行う（たとえば、図23に示すように、t2からt4において、右ストップスイッチ8Rへの操作が解除されたとしても、スタートスイッチ7、左ストップスイッチ8Lおよび右ストップスイッチ8Rへの操作が維持されているときは遊技補助表示器12の表示は更新されないものの、MAXBETスイッチ6への操作が維持されていても遊技補助表示器12の表示は更新される）。